

# 医療的ケア児等の支援と労働

令和7年度埼玉県医療的ケア児等  
支援者養成研修・コーディネーター養成研修

講師：朝日雅也（埼玉県立大学 名誉教授）

# 朝日雅也と申します。



2023年3月末まで24年間勤務した埼玉県立大学の桜のそばで

- ・埼玉県立大学名誉教授
- ・大学教員の前には障害者職業カウンセラー
- ・引き続き、障害児・者福祉、職業リハビリテーション・就労支援、専門職連携教育の分野で活動中。



山菜天ぷらを揚げて、もりそばに添えました

# 内 容

1. 障害者の「働く」の現状
2. 働くことの意義を考える
3. 雇用労働に向けた可能性を探る
4. 働くことの可能性を広げる

➡前提として「働くこと」を幅広く考える。

# 1. 障害者の「働く」の現状

# 障害のある人の主要な働く形態

- ❖ 企業等における一般就労
- ❖ 障害者福祉事業所における福祉的就労
  - ・ 就労継続支援事業A型（雇用契約あり）
  - ・ 就労継続支援事業B型（雇用契約なし）
  
  - ・ 就労移行支援
  - ・ 就労定着支援
  - ・ 就労選択支援（2025年10月から）
  
  - ・ 生活介護事業、地域活動支援センター等
- ❖ 自営等

# 障害者の雇用・就労の全体像

労働者（労働関係法規の適用）

福祉サービス利用者

その他

自営等

一般就労  
民間企業  
約67.7万人  
(2024年)

\*40人以上規模、障害者手帳所持者

\*従業員規模5人以上  
110万7千人

- ・身体障害 52万6千人
  - ・知的障害 27万5千人
  - ・精神障害 21万5千人
  - ・発達障害 9万1千人
- (2023年障害者雇用実態調査)

就労継続支援A型

約9.0万人  
(2024年)

就労移行支援

約3.6万人  
(2024年)

就労継続支援B型

約35.3万人  
(2024年)

生活介護・地域活動支援センターにおける生産的活動

障害者雇用促進法

障害者総合支援法

厚生労働省 職業安定局

厚生労働省 社会・援護局

# 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

- 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置  
⇒障害者雇用率制度と障害者雇用納付金制度
- 雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保  
⇒障害による差別の禁止と合理的配慮の提供義務
- 職業リハビリテーションの措置  
⇒職業紹介、職業評価、職業訓練等

## 障害者法定雇用率

一般の民間企業	………2.5%	(40人につき1人)
特殊法人	………2.8%	
国・地方公共団体	………2.8%	
ただし、都道府県等の教育委員会	………2.7%	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）における就労系福祉サービス

## ❖ 就労継続支援

### ○ 就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難であるが雇用契約に基づく就労が可能である者を対象に、就労の機会及び生産活動の機会、訓練・支援を提供（期限はなし）。

### ○ 就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者を対象に就労の機会及び生産活動の機会、訓練・支援を提供（期限はなし）。

## ❖ 就労移行支援

企業等での就労を希望の障害者を対象に、**2年間**を原則に生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な訓練と**就職後における職場定着**のための相談等を提供。

## ❖ 就労定着支援

就労に向けた支援として生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続**支援を受けて通常の事業所に新たに雇用**された障害者を対象に、**3年間**にわたり当該事業所での就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や日常生活又は社会生活に関する相談、指導、助言などの支援を行う。

## ❖ 就労選択支援

障害者本人が**就労先・働き方についてより良い選択**ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス（2025年10月から開始）。

# 福祉的就労と日中活動について考える

## 【S大学での会話】

### ❖ その1

学生P：A先生、ご心配をおかけしましたが内定もらえました。

A教授：それは良かった。ところで、その就職は一般就労？

学生P：一般就労・・・ですか??

➡福祉的就労があって、一般就労がある。

### ❖ その2

学生Q：A先生、ご心配をおかけしましたが卒業できそうです。

A教授：それは良かった。ところで、卒業後の日中活動は何をするの？

学生Q：日中活動・・・ですか??

➡日中の活動機会や居場所が重要である。

# 地域の主要な障害者就労支援機関（埼玉県の場合）

## 労働系

- **公共職業安定所（ハローワーク）**：就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施。
- **地域障害者職業センター**：障害者に対して職業評価、職業指導、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対しては雇用管理に関する助言を実施。
- **障害者職業能力開発施設**：障害の特性に応じた職業訓練
- **埼玉県障害者雇用総合サポートセンター**：障害者を雇用する事業主支援等。

- **障害者就業・生活支援センター**：障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施（**埼玉県内：10カ所**）。
- **市町村障害者就労支援センター**：障害者の就労機会の拡大を図るために、地域で一番身近な市町村が設置する支援施設（**埼玉県内：41カ所**）。

## 福祉系

- **就労移行支援事業所**：標準2年間で、企業等一般就労を目指す。
- **就労継続支援事業A型**：雇用契約を基本にしながらか就労機会の提供と必要な福祉的支援を行う。期限の定めなし。
- **就労継続支援事業B型**：雇用契約を結ばず、就労機会を提供する。期限の定めなし。
- **就労定着支援事業**：就職後6か月を過ぎた障害者に、各種相談、連絡帳を行い就労の継続を図る。

## 教育系

- 特別支援学校
- 特別支援教育提供機関
- 大学等の就職支援部門

## 保健医療系

- 精神科医療機関
- その他の医療機関

## 2. 働くことの意義を考える

# その人にとっての働く意味を考える

まず、障害のある方  
ご自身、支援の対象  
となる方を

「**職業世界**」

に置いてみてください。  
い。



《働く、仕事する、作業する  
を意味する・関する英語》

# その人にとっての働く意味を考える

まず、障害のある方  
ご自身、支援の対象  
となる方を

「**職業世界**」

に置いてみてください。  
い。



## 《働く、仕事する、作業するに関する**英語**》

- **ワーク** (work:働く、なすべき仕事)
- **ジョブ** (job:賃仕事、請負仕事)
- **プロフェッション** (profession:専門的な仕事)
- **ヴォケーション** (vocation:天職)
- **キャリア** (career:経歴、職業での成功)
- **ポスト** (post:職位、仕事)
- **タスク** (task:義務として負わされた仕事)
- **レーバー** (labor:労役、骨の折れる仕事)
- **オキュペーション** (occupation:作業)
- **ビジネス** (business:用事、取引)
- **ミッション** (mission:使命)

# 職業リハビリテーション

2. For the purposes of this Convention, each Member shall consider the purpose of vocational rehabilitation as being to enable a disabled person to secure, retain and advance in suitable employment and thereby to further such person's integration or reintegration into society.

職業リハビリテーションの目的は、障害者が適当な雇用 (employment) に就き、それを継続し、かつ、それにおいて向上し、それにより社会への統合または再統合を促進することにある

C159 Vocational Rehabilitation and Employment  
(Disabled Persons) Convention, 1983

国際労働機関 (ILO) 第159号条約

# 世界は誰かの●●でできている。 ある飲料メーカーのCMから

- 重度の障害があるために直接的な作業に関われなくても、その人の存在そのものが色々な人々に影響を与えてく。
- これもまた重要な社会的役割のひとつ。
- 介護を受けている人はいつも介護を受けるばかりの存在なのか？
- 介護を受ける人がいなければ、介護をすること自体が存在しない。他者との関わりはいつも「相互性」の関係。

### 3. 雇用労働に向けた可能性を探る

# 医療的ケア児と労働

《従来は…》

家族等の労働機会の保障

《今後は…》

当事者自身の働く機会の保障

❖ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)

医療的ケアの有無に関わらず、子どもたちが共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、個々の状況に応じて、関係機関・民間団体が密に連携し、医療・保健・福祉・教育・労働について切れ目なく支援が行わなければならない。

医療的ケア者（18歳以上）も適切な保健医療・福祉サービスを受けながら日常生活や社会生活を送ることができるよう支援を行わなければならない。

## 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

❖ 2020（令和2）年度から、独立行政法人 高齡・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」が開始。併せて、同助成金の終了後や必要な福祉サービスについて、地域の状況に応じて市町村の判断で実施できる事業（地域生活支援事業）。

### ❖ 同特別事業の実施状況（2024年3月31日）

実施人数	雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
183	90	93	114	69	0

実施自治体：78 実施要綱作成済：72自治体 実施準備中：6自治体

# 重度訪問介護サービスを利用して働く社員

X市に在住するPさんは筋ジストロフィーに分類される病気で歩くことができず、電動車椅子に乗り、人工呼吸器を24時間装着。

Pさんが一人暮らしをするには24時間の介助が必要。就労移行支援事業所でeラーニングによりパソコンを学び、その担当者より在宅勤務が可能なQ社を紹介され、それが縁となり、20XX年に入社。自治体の重度障害者の就労支援事業の対象要件を満たし、審査を経て就労中の重度訪問介護サービス利用を開始。

データ入力や集計、加工などの業務を担当。自宅で仕事をしているとはいえ、24時間介助がなければ一人で仕事をすることは不安。突然トイレに行きたくなったら我慢しなければいけないのか、もし緊急事態が起きた場合はどう対処したらよいかを考えると仕事に集中できないと言う。

幸い、PさんはX市で公的支援を受けることができ、安心して働いている。自分で働いたお金で外出し、ショッピングやおいしいものを食べるといった生活を楽しんでいる。

出典：堀口明子. 福祉制度を利用した重度障がい者の在宅就労の取り組み. 新ノーマライゼーション」2021年9月号 (<https://www.dinf.ne.jp/d/2/564.html>) から、イニシャル表示をして改変

## 4. 働くことの可能性を広げる

## 鍵を握る “社会的役割” “社会参加” の保障

- ・ 仕事か介護かではなく、社会的役割をいかに保障していくのか。「社会参加」の実質化が必要。

- ・ “尊厳ある暮らし方” の探究

- ・ ディーセント・ワークの探求と同時に “ディーセント・ライフ” （造語）の実現も重要

## 改めて世界保健機関（WHO）の「健康」の定義から

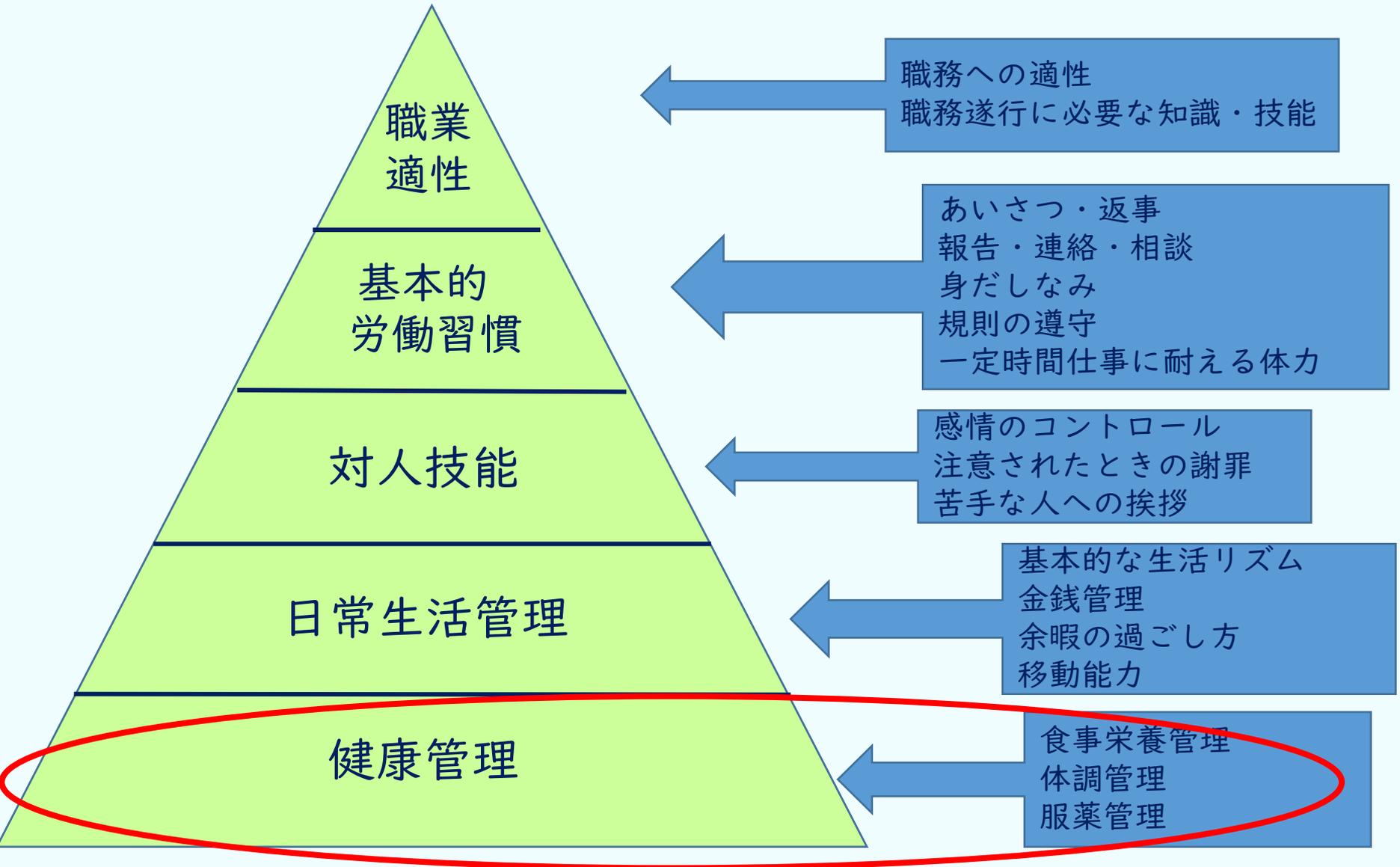
健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態にあること。

### 「社会的な健康」とは？

今自分が生きている社会と「前向きで良好な関係」を築けること

- 他者から必要とされること
- 社会の中で何らかの役割をもっていること
- 周囲の人々との関わり合いがあること
- 社会の中で自分の存在意義を示せること

# 職業準備性のピラミッド



ご清聴、ありがとうございました



これからも皆さんのそばにいたい朝日でした。